

八っぴー商品券取扱店舗登録申請書兼誓約書

※事務局使用欄

プレミアム付き商品券発行事業の趣旨に賛同し、募集要項の内容を遵守することを誓約し、取扱店として下記のとおり登録を申し込みます。

郵便番号	—	
所在地	宇陀市	
申請者名 (法人の場合代表者)		
(フリガナ) 店舗名等		
業種 ※該当するもの 1つに○を付けて 下さい。	スーパー、コンビニ、百貨店、飲食料品店、衣料・身の回り品取扱店家具店、家電販売店、ホームセンター、ドラッグストア、化粧品店 その他の小売業(※具体的に記入) 飲食店、旅館・ホテル、旅行業、クリーニング、理容・美容店、福祉サービス、その他のサービス業(※具体的に記入) その他の業種(※具体的に記入)	
区分	・本店所在地が ①宇陀市内である ②宇陀市以外である(どちらかを○で囲む) ・店舗面積が ①500㎡以上である ②500㎡未満である(どちらかを○で囲む) () ㎡	
電話番号	TEL	FAX
問い合わせ先	所属・担当者名	連絡先

□誓約書

- 1.商取引なく商品券の換金を行いません。
- 2.商品券を使用できない商品に対して、商品券での支払を受け付ません。
- 3.商品券の再販・再流通を致しません。
- 4.商品券の偽造、悪用、乱用を致しません。
- 5.商品券を紛失・棄損した場合、全て自己責任とします。
- 6.商品券が使える店舗として参加し、真にやむを得ない事業がない限り途中辞退致しません。
- 7.募集要項に記載されている内容を理解し同意します。商品券の取扱、取扱店舗の責務については遵守します。
- 8.商品券の利用に際して、消費者からの苦情や紛争を生じ、店舗側の責に帰すると認められる場合、自ら解決につとめます。
- 9.宇陀商工会会員支援金はありません。
- 10.商品券の取扱に関して、宇陀市からの改善・要請があった場合には従います。
- 11.店舗名・所在地・業種の公表(HP、チラシ等に掲載)について同意します。
- 12.使用済み商品券を換金するにあたり、万一入金額に差異があった場合、確認のため、取扱店舗控え部分が必要なので、入金確認を完了するまで保管します。(この控えがない場合は、支払金額の差異があっても異議申し立てを行いません)
- 13.登録する店舗は、「風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する性風俗関連特殊営業を行う者、設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある営業を行う者及び食事の提供を目的としないキャバレー・クラブ・待合などを運営する者」、「特定の政治団体と関わる店舗等」又は「公序良俗に反する店舗等」ではありません。

私は、以上のことに遵守することを誓約し、取扱店舗登録いたします。

平成29年 月 日 氏名 